１　趣旨

　　太子町教育委員会では、国が進める「部活動の地域移行」の過渡期における部活動指導体制の充実を促進し、部活動指導の質的向上を図るために、町立中学校へ配置する部活動指導員、及び、将来的に地域クラブを創設し、希望する競技の部活動指導者として、クラブ運営や指導に携わることのできる人材を募集する。このため、太子町部活動の地域移行をふまえた指導者の人材バンク（以下「人材バンク」）を設置する。

２　募集人数

　　制限なし

３　登録期間

　　登録日の属する年度を含む３年間（３月末日まで）

４　登録要件

　（１）～（３）の全ての要件を満たす者であり、かつ、（ア）～（ウ）のいずれかに該

当する者であること。

（１）該当する競技等の実技指導に精通しており、安全に指導ができること。

（２）太子町教育委員会が適任であると判断すること。

（３）１８歳以上であること。（但し、高校生は除く。）

（ア）該当する競技等の学校での指導実績があること。

（イ）公益財団法人日本スポーツ協会又は各中央競技団体やその関係団体等が認定する

指導者資格等を取得していること。

（ウ）該当する競技等の一定期間の経験があること。

部活動指導員の場合は上記の要件に加え、下記の（Ａ）～（Ｃ）の全ての要件を満たす

こと。

（Ａ）地方公務員法第１６条の欠格事項に該当しないこと。

（Ｂ）当該校における、部活動指導方針に沿った指導を行うことができること。

（Ｃ）部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができる

こと。

５　職務内容

　・部活動指導員の場合

　（１）日常的な部活動の指導

（２）部活動の顧問

（３）大会・練習試合等への引率及び指導

（４）安全・障害予防に関する知識・技能の指導

（５）用具・施設の点検・管理

（６）部活動の管理運営（会計管理を含む）

（７）保護者等への連絡

（８）年間・月間指導計画の作成

（９）部活動中の生徒指導

（10）事故が発生した場合の現場対応

（11）教育委員会が指定する研修会等への参加

（12）その他、学校長の指示する部活動の指導業務

　・地域クラブ指導者（運営を含む）の場合

　　　職務内容については部活動指導員の内容と準ずることが基本となるが、今後の国や

　　県の動向により検討予定

６　勤務条件

　・部活動指導員の場合

（１）　身分　　　　太子町会計年度任用職員

（２）　配置校　　　太子町立中学校

（３）　勤務時間等　平日１日２時間以内、休日１日３時間以内を原則とする。

　　　　　　　　　　　　ただし、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率や、

　　　　　　　　　　　　事故が発生した場合の対応等の場合は、この限りではない。

　　　　　　　　　　　　年間合計215時間程度（令和５年度実績）

（４）　報酬　　　　町規定の報酬

　　　　　　　　　　　　労働者災害補償保険の適用有り

（５）　任用期間　　任用開始日からその年度末まで

　・地域クラブ指導者の場合

　　　勤務条件については部活動指導員の内容と準ずることが基本となるが、今後の国や

　　県の動向により検討予定

７　登録申請方法

（１）提出書類

　　　太子町立中学校部活動の地域移行をふまえた指導者の人材バンク登録申請書

【様式１】

（２）提出先

　　　　〒671－1592　　揖保郡太子町鵤280－1

　　　　TEL：079－277－1016　　FAX：079－277－2201

　　　　E-mail：kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp

太子町教育委員会　管理課

（３）提出方法

　　　　ア　メール（【様式１】を添付）で提出

　　　　イ　郵送で提出

　　　　ウ　直接持参

８　登録及び任用

　・部活動指導員の場合

（１）申請　　登録申請書【様式１】を教育委員会管理課へ提出

（２）審査　　太子町教育委員会にて書類審査

（３）登録　　適任であると認められる場合、人材バンクへ登録

登録後は各中学校に登録者の情報提供

　【学校が指導者を必要とする場合】

（４）面接　　太子町教育委員会または町立中学校の学校関係者による面接

（５）任用　　面接の結果、適任であると認められる場合に、部活動指導員として任用

※人材バンクに登録されても、必ずしも任用されるとは限らない。

　・地域クラブ指導者の場合

　　今後の国や県の動向により検討予定

９　人材バンクの登録の変更及び削除

（１）登録内容の変更　　太子町立中学校部活動の地域移行をふまえた指導者の人材バ

ンク登録変更届【様式２】を提出

受理されれば登録内容の変更が可能

（２）登録の削除　　ア　資格要件を満たさず、提出書類に虚偽の記載があった場合

　　　　　　　　　　イ　太子町立中学校部活動の地域移行をふまえた指導者の人材バ

ンク登録辞退届【様式３】が提出された場合

１０　その他

（１）受付後の提出書類は返却しない。

（２）書類等により取得した個人情報は、人材バンクへの登録や選考・任用に関する

　　　事務のみに使用し、太子町教育委員会及び太子町立中学校において適正に管理す

る。

１１　問合せ先

　　　　【住　　所】〒671－1592　　揖保郡太子町鵤280－1

　　　　【電話番号】TEL：079－277－1016　　FAX：079－277－2201

　　　　【アドレス】E-mail：kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp

【担　　当】太子町教育委員会　管理課